

平成 28 年 5 月 23 日

## 獣医学教育に関する基準（改定案）に対する意見募集の結果について

公益財団法人 大 学 基 準 協 会  
獣 医 学 教 育 試 行 評 価 委 員 会  
委 員 長 中 山 裕 之

本協会の獣医学教育に関する基準（改定案）に対して、獣医学系大学、獣医学分野の関連団体及び本協会正会員大学より貴重なご意見を賜りました。皆様のご協力に心より感謝申し上げます。

つきましては、この度の意見募集の結果を以下の通り公表いたします。ご意見につきましては、獣医学教育に関する基準（改定最終案）の作成にあたって参考とさせていただき、適宜加筆・修正を行うことといたします。

### 【意見募集の概要】

1	案 件 名	獣医学教育に関する基準（改定案）に対するご意見について
2	意 見 募 集 期 間	2016（平成 28）年 2 月 19 日（金）～同年 3 月 31 日（木）
3	意 見 提 出 者 数	12 団体
4	内容別にみた意見件数	84 件
5	意見の受け取り方法	電子メール

## 獣医学教育に関する基準（改定案）への意見に対する対応

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
1	<p><b>&lt;基準項目&gt;</b>            獣医学教育に関する基準（改定案）の全般</p> <p><b>&lt;意見&gt;</b>            4頁の「1 使命・目的」に記載されている通り「獣医学教育（学士課程）」の評価であるならば、複数の大学により構成される共同教育課程等の制度を利用する「獣医学教育（学士課程）」（以下、共同教育課程による獣医学教育）も評価されるものと解釈できる（7頁）。現在、獣医学教育を実施する国立大学のうち、北海道大学及び帯広畜産大学、岩手大学及び東京農工大学、岐阜大学及び鳥取大学、山口大学及び鹿児島大学が、それぞれ、共同教育課程による獣医学教育を行っているところである。</p> <p>しかし、このたびの「獣医学教育に関する基準（改定案）」により共同教育課程による獣医学教育に関する専門分野別評価を受審することは困難と考えられる。その理由は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同教育課程による獣医学教育に限定した評価の視点が【評価の視点 2-26】～【評価の視点 2-28】に記載されているが、これらのみでは不十分である。共同教育課程による獣医学教育を実施するにあたり、構成大学がどのように連絡調整や課題解決を行うべきか等の運営に関する視点が必要と考える。</li> <li>・評価の対象が、共同教育課程等そのものであるのか、共同教育課程等を構成するそれぞれの大学であるのか、不明確である。すなわち、1 獣医学教育組織に関する評価の視点を、そのまま共同教育課程等に関する評価の視点とみなすことが可能なもの（例：【評価の視点 2-1】～【評価の視点 2-29】等）、共同教育課程等を構成するそれぞれの大学</li> </ul>	<p>修正しない。</p>	<p>本基準を用いて実施される獣医学教育評価においては、共同教育課程を構成していたとしても、【評価の視点 2-26～28】以外は基本的には個々の大学における獣医学教育組織の状況の評価する仕様になっています。ただし、学位授与を含む「教育課程・学習成果」、「教員・教員組織」は共同教育課程を単一のものとして評価します。また、共同教育課程を構成する教育組織は、同一の分科会で評価するなど、いただいたご意見は、評価を運営する中で配慮いたします。</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>学に関する視点（例：【評価の視点 5-1】～【評価の視点 5-7】等）、共同教育課程等そのものに関する視点であるのか共同教育課程等を構成するそれぞれの大学に関する視点であるのか不明瞭であるもの（例：【評価の視点 6-1】～【評価の視点 6-3】等）が混在している。</p>		
2	<p>&lt;基準項目&gt; 全体 &lt;意見&gt; ●●大学では、●●大学、●●大学、●●大学と共に EAEVE の認証取得に向けて獣医学教育に関する基準を点検し見直しを行っている。今回の第三者評価を行うことに対し、数値や内容にいくつかの意見の違い、財源確保の点で課題はあるものの、第三者評価を行うことにより改善を図っていく点では一致している。</p>	修正しない。	お寄せいただいたご意見を参考に評価を行ってまいります。
3	<p>&lt;基準項目&gt; 獣医学教育に関する基準（改定案）平成28年●月●日改定 &lt;意見&gt; 獣医学教育に関する基準（改定案）平成28年●月●日改定となっていますが、獣医学教育に関する基準への反映がなされていないことには何か意図があるのでしょうか。 「大学基準」及びその解説（改訂案）平成○.○.○改訂（2頁）では、基準2.内部質保証、基準9.では「社会連携・社会貢献」（3頁）、基準10.では「管理運営・事務組織・財務」（3頁）が反映されていません。 また、点検・評価項目及び評価の視点（改定案）の内容が、獣医学教育に関する基準（改定案）平成28年●月●日改定には反映されていません。更に、「大学基準」及びその解説（改定案）新旧対照表の内容が、獣医学教育に関する基準（改定案）平成28年●</p>	修正しない。	<p>大学基準は、法令で義務付けられた機関別認証評価のための基準であり、一方、獣医学教育に関する基準は、各獣医学教育組織の任意で受審するか否かを決定する、獣医学教育評価のための基準です。</p> <p>大学基準は、大学全体を対象としているため、内部質保証や管理運営・事務組織・財務も視野に入れる必要があります。一方、獣医学教育に関する基準は、獣医学プログラムを中心とした大学の一部分のみを対象としているため、管理運営・事務組織・財務等をみる必要はない、</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>月 ● 日 改定には反映されていません。</p> <p>これは、自己点検・評価する大学での混乱することが想定されますが、何か理由があるのでしょうか</p> <p>更に、獣医学教育に関する基準（改定案）平成 28 年 ●月 ● 日 改定の 1 使命・目的の文言は、1 理念・目的と統一する必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>評価される大学側の混乱を引き起こさせない、基準の改訂をして頂くことを望みます。</p>		<p>と判断いたしました。</p> <p>ともに大学及び獣医学教育組織の改善・向上を目指すために設置されてはいるものの、このように両者には違いがありますので、それぞれ反映されていない部分もでてまいります。しかしながら、評価を行う上で混乱は生じないと考えています。</p>
4	<p>＜基準項目＞</p> <p>全般</p> <p>＜意見＞</p> <p>特に 2. 教育課程・学習効果（1）教育課程と、6. 教育研究環境については、共同教育学科（課程）として獣医学教育を行っている大学については、個々の大学の獣医学科（課程）ではなく、共同獣医学科（課程）としての基準として評価すべきである。</p>	修正しない。	<p>本基準を用いて実施される獣医学教育評価においては、共同教育課程を構成していたとしても、【評価の視点 2-26～28】以外は基本的には個々の大学における獣医学教育組織の状況の評価する仕様になっています。ただし、学位授与を含む「教育課程・学習成果」、「教員・教員組織」は共同教育課程を単一のものとして評価します。また、共同教育課程を構成する教育組織は、同一の分科会で評価するなど、いただいたご意見は、評価を運営する中で配慮いたします。</p>
5	<p>＜基準項目＞</p> <p>本改定の全体に関わる事項ですので、「基準項目」としては特定できま</p>	修正しない。	<p>ご照会いただいた、「獣医学教育評価検討委員会の第 1 次案につい</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>せん。</p> <p><b>&lt;意見&gt;</b>            本件に関連して、平成26年9月29日付けで全国大学獣医学関係代表者会議（伊藤茂男会長）より公益財団法人・大学基準協会に提出された各大学意見及び同・第三者評価に係わる検討ワーキンググループによる意見取りまとめに対する回答はどうなっているのでしょうか。</p>		<p>て（依頼）」に対しては、平成26年12月19日付文書「「大学基準協会獣医学教育評価検討委員会における検討結果【中間まとめ】」の送付について」で回答しております。</p>
6	<p><b>&lt;基準項目&gt;</b>            2～3ページの「獣医学教育に関する基準について」            2ページ目（1）の3行目</p> <p><b>&lt;意見&gt;</b>            「国際的な獣医学教育の水準」とありますが、現在までに確立された国際的水準はないはずです。また、現在、比較的世界的に広がりを見せている欧米の基準は、本基準とは異質のものです。国際的な獣医学教育の水準が確立されておらず、欧米基準とも違っている以上、「国際的な獣医学教育の水準を視野に、」は削除するべきと考えます。</p>	修正しない。	<p>本基準は確かに、必ずしも「国際的な獣医学教育の水準」を満たしたものであるとはいえません。しかし将来的な実現をめざし、「国際的な獣医学教育の水準を視野に」設定したものです。</p>
7	<p><b>&lt;基準項目&gt;</b>            前文（1）「・・・、国際的な獣医学教育の水準を視野に・・・」（2頁）            4. 教員・教員組織（付記1）「欧米先進国の基準を考慮しつつ・・・」（14頁）</p> <p><b>&lt;意見&gt;</b>            ・本基準案は、具体的にどのような国際水準をどのように視野に入れているのか、を全く提示していない。また、例えば欧州のEAEVE基準に照らせば、畜産関連科目が欠落するなどの不備があり、到底、国際水準を視野に入れているようには思えない。時間をかけて全体を再考</p>	修正しない。	<p>本基準は確かに、必ずしも「国際的な獣医学教育の水準」を満たしたものであるとはいえません。しかし将来的な実現をめざし、「国際的な獣医学教育の水準を視野に」設定したたものです。</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	するか、あるいは国際水準に関する記述を削除すべきである。		
8	<p>＜基準項目＞            獣医学教育の関する基準について（2頁）            （1）下から2行目「・・・専門分野別評価を行うために」</p> <p>＜意見＞            専門分野別評価を行なう項目がないため、「専門分野別」は削除ではないか。</p>	修正しない。	本基準は、数ある専門分野のうち、獣医学教育の評価を行うために改定したものです。
9	<p>獣医学教育に関する基準について（2～3頁）</p> <p>＜意見＞            前文（説明文）の記載（p. 2-3）では、本基準が大学基準協会の実施する機関別認証評価の基準である「大学基準」と同等の位置づけになっているのか、あるいはその下位基準ないし自己・点検評価を実施する上での参考基準（ないし指標）であるのかが必ずしも明確ではない。しかし、p. 3には、この基準をもって評価した結果で、＜検討課題＞や＜勧告＞を付し、＜勧告＞の状況を総合的に判断し、重大な問題が認められた場合には獣医学基準に適合していないものと判定する旨が記載されている。また、＜勧告＞が付された事項については3年後に改善報告書を提出することが求められている。この記載を見る限り、機関別認証評価における「大学基準」と同様の取り扱いが想定されていると思われる。しかるに、「大学基準」においては、基準（評価の視点）に具体的な数値が盛り込まれているのは、大学設置基準に関連するものや、定員管理（入学定員、在籍定員）に関するものであり、それらの数値指標を逸脱することが大学教育にとって著しく不都合な場合に限られている。「獣医学教育に関する基準」が「大学基準」と同等ないし類似の取り扱いに繋がるのであれば、数値指標を導入することには十分な配慮が必要ではないか？</p>	修正しない。	<p>本基準を用いて実施する運びの獣医学教育評価では、確かに検討課題や勧告を付し、勧告の状況如何で基準への適合・不適合を判断することが予定されています。その意味では本基準と大学基準とは同様の位置づけにありますが、両者には相違もあります。</p> <p>大学基準が大学の機関別認証評価の基準であるのに対し、本基準は獣医学教育（学士課程）を対象とした任意評価の基準であることです。</p> <p>基準に数値指標を導入することには十分な配慮が必要であることは承知していますが、向上基準として理想的数値を掲げることで、獣医分野の向上を後押しすることも本基準の重要な役割と考えます。また、本基準は各獣医学教育組織の任意</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
			<p>で申請される評価で用いられるものです。各獣医学教育組織からの理解を得、また改善向上に資するものとして、十分な配慮のもとで数値指標を導入するという考え方のもとに本基準を設定しています。</p>
10	<p><b>&lt;基準項目&gt;</b>  前文（5）「④問題がある場合は、当該事項を&lt;勧告&gt;に付す」（3頁）  <b>&lt;意見&gt;</b>  ・任意評価である本評価で付される&lt;勧告&gt;とそれへの対応としての「改善報告」は、どのような拘束力を持ち得るのか？あくまでも任意評価主体としての大学基準協会の基準のなかでの勧告と改善であれば、そのように明記すべきではなからうか。  ・&lt;勧告&gt;を付す「評価者」は、どのような資格と権限で評価にあたるのか？その評価能力をどのように担保するのか？</p>	<p>修正しない。</p>	<p>本基準を用いて行われる獣医学教育評価で付される&lt;勧告&gt;には、法令上の拘束力はありません。付された&lt;勧告&gt;に対しては改善報告を求めますが、これにも拘束力はありません。本協会は、獣医学教育評価を介し、各申請獣医学教育組織の改善向上に益するために&lt;勧告&gt;や種々の提言を付すこととなります。各申請獣医学教育組織が評価によって改善向上を目指すのであれば、法的拘束力の有無に関わらず&lt;勧告&gt;や種々の提言を重く受け止めることが望まれます。</p> <p>一方、評価者は、わが国の獣医学教育組織 16 大学から推薦された教員の中から選出いたします。評価者はピアレビューの観点から自らの知見を駆使するとともに、毎年実施される評価者研修によってその能</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
			力が担保されます。
11	<p>&lt;基準項目&gt; 1 使命・目的 （1）獣医学の使命・目的 ライフサイエンス等の～ （4頁）</p> <p>&lt;意見&gt; 「ス」は誤植で、「ライフサイエンス等の」に修正ではないか。</p>	<p>「ライフサイエンス等の」とあるものを、 「ライフサイエンス等の」と修正する。</p>	<p>いただいたご意見が適切であると考え、左記のとおり修正します。</p>
12	<p>&lt;基準項目&gt; 1 使命・目的 「（2）獣医学教育（学士課程）の範囲」 （4頁）</p> <p>&lt;意見&gt; 「獣医医療を目的とした学理の展開を図る臨床分野を中心とし」とあるが、本記載に続く文において「四者が一体となった総合学としての獣医学を構成する」と記載されていることや、「（1）獣医学の使命・目的」の冒頭の記載や獣医師法第1条（獣医師の任務）の内容は、「臨床分野を中心」とは相容れないことから、「獣医学は、基礎となる学理の展開を図る基礎分野、動物の疾患の成り立ちを究める病態分野、獣医学の社会への展開を図る応用分野、獣医医療を目的とした学理の展開を図る臨床分野から構成される。」というように、臨床分野も基礎分野、病態分野、応用分野と並列になるよう見直していただくとよい。</p>	<p>「<u>獣医医療を目的とした学理の展開を図る臨床分野を中心とし、基礎となる学理の展開を図る基礎分野、動物の疾患の成り立ちを極める病態分野、獣医学の社会への展開を図る応用分野から構成される。</u>」とあるものを、 「<u>基礎となる学理の展開を図る基礎分野、動物の疾患の成り立ちを究める病態分野、獣医学の社会への展開を図る応用分野及び獣医医療を目的とした学理の展開を図る臨床分野から構成される。</u>」と修正する。</p>	<p>いただいたご意見が適切であると考え、左記のとおり修正します。</p>
13	<p>&lt;基準項目&gt; 1 使命・目的 項目2：獣医学教育（学士課程）の範囲（4頁）</p> <p>&lt;意見&gt;</p>	<p>「<u>獣医医療を目的とした学理の展開を図る臨床分野を中心とし、基礎となる学理の展開を図る基礎分野、動物</u></p>	<p>いただいたご意見が適切であると考え、左記のとおり修正します。</p>



No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>「獣医医療を目的として学理の展開を図る臨床分野を中心とし」とあるが、基礎分野、病態分野、応用分野と並列に記載すべきである。その理由は、本記載に続く文において「四者が一体となった総合学としての獣医学を構成する」と記載されていることによる。また、項目1：獣医学の使命・目的の冒頭の記載や獣医師法第1条（獣医師の任務）の内容は、「臨床分野を中心」とは相容れない。また、「獣医医療」という語は曖昧であるため、獣医師法第1条を引用し「飼育動物の診療」に置き換えるべきである。</p> <p>よって、「獣医学は、基礎となる・・・基礎分野、動物の疾患の・・・病態分野、獣医学の社会への・・・応用分野、飼育動物の診療を目的とした・・・臨床分野から構成される。」と修正すべきである。</p>	<p>の疾患の成り立ちを極める病態分野、獣医学の社会への展開を図る応用分野から構成される。」とあるものを、</p> <p>「基礎となる学理の展開を図る基礎分野、動物の疾患の成り立ちを究める病態分野、獣医学の社会への展開を図る応用分野及び獣医医療を目的とした学理の展開を図る臨床分野から構成される。」と修正する。</p>	
14	<p>&lt;基準項目&gt;</p> <p>1 使命・目的 項目2：獣医学教育（学士課程）の範囲（4頁）</p> <p>4 教員・教員組織 項目4：教員の責務と資格（12頁）</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <p>いずれも「獣医医療」の語が使用されているが、意味するところが曖昧である。文意から、「飼育動物の診療」に置き換えるべきである。</p> <p>一方、獣医療法（平成4年法律第46号）や農林水産大臣が定める「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」において用いられる「獣医療」の語は、単に「飼育動物の診療」のみを示すものではないと考えられるため、「獣医療」に置き換えるのは適切ではない。</p>	修正しない。	「獣医医療」を用いてもその意味が大幅に拡大する可能性は大きくはないと考えます。一般的に合意形成が可能な表現と考えます。
15	<p>&lt;基準項目&gt;</p> <p>2. 教育課程・学習成果（1）教育課程（2）教育課程の編成「基本授業科目（コア科目）と専修授業科目（アドバンスト科目）」の設定について（6頁）</p> <p>【評価の視点2-15】（8頁）</p>	修正しない。	ここでは便宜上、「コアな内容」を教授する科目のことを「コア科目」、アドバンストな内容を教授する科目のことを「アドバンスト科目」と定義しています。評価にあた

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>＜意見＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これらは、あくまでも「コアな内容」の教授、「アドバンストな内容」の教授であって、厳に「科目」とその名称に縛られるものではないはずである。本来、科目名称等は各大学の、それぞれ特色を打ち出せるものであり、内容にコア、アドバンストが存在する。その点に留意していただきたい。</li> <li>関連して、「アドバンスト講義科目を開講」していることが重要なのではなく、該当する内容を提供できているか否かが重要である。</li> </ul>		<p>っては、いただいたご意見を踏まえるよう十分に留意いたします。</p>
16	<p>＜基準項目＞</p> <p>2 教育課程・学習成果 (1) 教育課程 項目2：教育課程の編成 【評価の視点 2-5～2-7】（6～8頁）</p> <p>＜意見＞</p> <p>本項目には、「獣医学の専門授業科目は、各分野について最小限必要な知識・技術を偏りなく修得させる基本授業科目（コア科目）と、大学の特徴を活かし独自に設定する専修授業科目（アドバンス科目）からなる。」と記載されている。この基準項目および評価の視点には、コア科目およびアドバンス科目の実際の開講時期については特に明記されていない。ところが、実際の認証評価にあたってはコア科目およびアドバンス科目の開講期間が制限されており、カリキュラム編成上の足枷となってしまう。例えばコア科目の単純な延長ではないアドバンス科目、特に大学が独自に開講している科目では、5年以降に限り開講する必要がない場合も有り得る。また早期臨床導入やPBL、TBLなどを下級年次に実施しようとしても、コア科目でないためアドバンス科目とせざるを得ず、5年次以降に組み込まざるを得ないことから、本基準が柔軟な教育の妨げとなってしまう。また、アドバンス科目というよりもコア科目の範囲外の基礎的な科目を設定した場合も、現状</p>	修正しない。	<p>「アドバンス科目」は、基本的に「コア科目」を履修した上で、さらに発展的な内容を含む科目を指しています。下級年次に開講される早期臨床導入科目やPBL、TBLはむしろ獣医学概論の範疇に含まれる「コア科目」または一般教養科目として扱うべきと考えます。</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>の評価では1年生や2年生といった初級年次に組み込むことが不適切と判断されるため、3年生、4年生に開講科目が集中し、学生への負担増になってしまう恐れがある。</p> <p>各大学がより独自性をもったカリキュラム編成ができるように、コア科目およびアドバンス科目、さらにコア科目以外の周辺科目の開講時期をフレキシブルにしていきたい。</p>		
17	<p><b>&lt;基準項目&gt;</b> 2 教育課程・学習効果 (1) 教育課程 「(2) 教育課程の編成」 (6頁)</p> <p><b>&lt;意見&gt;</b> 「(2) 教育課程の編成」の本文中には「参加型総合臨床実習」とあるが、獣医学教育モデル・コア・カリキュラムにおいては科目名が「総合参加型臨床実習」とされているため、8頁の評価の視点の2-11、2-12で使用している「総合参加型臨床実習」に文言を統一していただけるとよい。</p>	<p>「参加型総合臨床実習」とあるものを、 「総合参加型臨床実習」と修正する。</p>	<p>いただいたご意見が適切であると考え、左記のとおり修正します。</p>
18	<p><b>&lt;基準項目&gt;</b> 2 教育課程・学習効果 (1) 教育課程 項目2：教育課程の編成 【評価の視点2-11】及び【2-12】(8頁)</p> <p><b>&lt;意見&gt;</b> 項目2の「本文中には「参加型総合臨床実習」とあるが、評価の視点における記載「総合参加型臨床実習」に修正し統一すべきである。獣医学教育モデル・コア・カリキュラムにおいても科目名が「総合参加型臨床実習」と記載されている。</p>	<p>「参加型総合臨床実習」とあるものを、 「総合参加型臨床実習」と修正する。</p>	<p>いただいたご意見が適切であると考え、左記のとおり修正します。</p>
19	<p><b>&lt;基準項目&gt;</b> 2 教育課程・学習成果</p>	<p>修正しない。</p>	<p>授業科目は学習時間量に応じて単位をあてることが基本となりま</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>(1) 教育課程 項目2：教育課程の編成 (6頁)</p> <p>&lt;意見&gt; 特別研究(卒業研究)について、「相当数の単位をあてることが望ましい」となっているが、不明確である。そもそも、特別研究(卒業研究)は、実際の時間数と単位数の関係が他の講義・実習とは大きく異なっているので、規定するのが難しいと思われる。可能ならば、これによる目標到達点などを記載する必要がある。</p>		<p>す。また、原則として特別研究(卒業研究)の単位数をどのように設定するかは各獣医学教育機関の裁量に委ねられるべきであり、当該箇所では、単位の具体数の規定を行いません。</p>
20	<p>&lt;基準項目&gt; 2 教育課程・学習成果 (1) 教育課程 (2) 教育課程の編成「特別研究(卒業研究)」の設定について (6頁)</p> <p>&lt;意見&gt; ・卒業研究についても、各大学が個々に規定するものであり、「課すことが必要」とされるものではない。もちろん、その意義と効果は重々理解し、実際に実施しているが、あくまでも個々の大学の判断であり基準協会が必要を規定するものではない。</p>	<p>「特別研究(卒業研究)を課すことが必要である。」 とあるものを、 「特別研究(卒業研究)を課すことが望ましい。」 と修正する。</p>	<p>いただいたご意見が適切であると考え、左記のとおり修正します。</p>
21	<p>&lt;基準項目&gt; 2 教育課程・学習成果 (1) 教育課程 項目4：共同教育課程等に伴う教育方法(注6)(7頁)</p> <p>&lt;意見&gt; この項目は日本の獣医学教育の現状に則していないと思われる(特に黄色のマーキング箇所(6 教育研究等環境(注9)(3)(17頁)も同様))。共同獣医学課程に対して誤った記載であるので書き直しを求める。</p>	<p>「<u>1 獣医学教育組織で十分な教育環境を提供し得ない場合には、共同教育課程等の制度を利用して獣医学教育(学士課程)を行うことができる。</u>この場合、遠隔講義、教員の相互派遣、学生の移動などの従来にない手法を有機的に組み合わせて行うことになるが、<u>従来型の手法を上回る教育効果を目指すべきである。</u>また、教員は学生の要望、意見を常に聴取し、不断に教育手法を検証、議論するFDを行</p>	<p>いただいたご意見が適切であると考え、左記のとおり修正します。</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>原文：「1 獣医学教育組織で十分な教育環境を提供し得ない場合には、共同教育課程等の制度を利用して獣医学教育（学士課程）を行うことができる。この場合、遠隔講義、教員の相互派遣、学生の移動などの従来にはない手法を有機的に組み合わせて行うことになるが、従来型の手法を上回る教育効果を目指すべきである。また、教員は学生の要望、意見を常に聴取し、不断に教育手法を検証、議論するFDを行い、その改善に努めることが必要である。」</p> <p>修正文：「共同教育課程等の制度を利用して2大学で獣医学教育（学士課程）を行うことができる。この場合、遠隔講義、教員の相互派遣、学生の移動などの従来にはない手法を有機的に組み合わせて行うことになる。このため、教員は学生の要望、意見を常に聴取し、不断に教育手法を検証、議論するFDを行い、その改善に努めることが必要である。」</p>	<p>い、その改善に努めることが必要である。」</p> <p>とあるものを、</p> <p>「獣医学教育組織は、共同教育課程等の制度を利用して2大学以上で獣医学教育（学士課程）を行うことができる。この場合、遠隔講義、教員の相互派遣、学生の移動などの従来にはない手法を有機的に組み合わせて行うことになる。<u>このため、教員は学生の要望、意見を常に聴取し、不断に教育手法を検証、議論するファカルティディベロップメント（FD）</u>を行い、その改善に努めることが必要である。」</p> <p>と修正する。</p>	
22	<p>＜基準項目＞</p> <p>2 教育課程・学習成果（1）教育課程（4）共同教育課程等に伴う教育方法（7頁）</p> <p>【評価の視点2-26～2-28】（9頁）</p> <p>＜意見＞</p> <p>・「獣医学教育組織で十分な教育環境を提供し得ない場合には」という特定はいくつかの点で不相当である。まず、何が「十分な教育環境」であるか、それをどのように規定するのか？次に、少なくとも●●大学・●●大学共同獣医学課程は「十分な教育環境を提供し得ない」から共同教育課程を実施しているのではなく、相互補完により世界に通用する優れた教育体系・体制を作るために共同獣医学課程を実施して</p>	<p>「1 獣医学教育組織で十分な教育環境を提供し得ない場合には、共同教育課程等の制度を利用して獣医学教育（学士課程）を行うことができる。この場合、遠隔講義、教員の相互派遣、学生の移動などの従来にはない手法を有機的に組み合わせて行うことになるが、<u>従来型の手法を上回る教育効果を目指すべきである。また、教員は学生の要望、意見を常に聴取し、不断に教育手法を検証、議論するFD</u>を行</p>	<p>いただいたご意見が適切であると考え、左記のとおり修正します。</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	いる。	<p>い、その改善に努めることが必要である。」</p> <p>とあるものを、</p> <p>「獣医学教育組織は、共同教育課程等の制度を利用して2大学以上で獣医学教育（学士課程）を行うことができる。この場合、遠隔講義、教員の相互派遣、学生の移動などの従来にない手法を有機的に組み合わせて行うことになる。このため、教員は学生の要望、意見を常に聴取し、不断に教育手法を検証、議論する<u>ファカルティディベロップメント（FD）</u>を行い、その改善に努めることが必要である。」</p> <p>と修正する。</p>	
23	<p>&lt;基準項目&gt;</p> <p>2 教育課程・学習効果 （1）教育課程</p> <p>「（4）共同教育課程等にもなう教育方法」（7頁）</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <p>「FD」を「ファカルティ・ディベロップメント（FD）」に修正し、「大学基準」及びその解説と統一していただけるとよい。</p>	<p>「議論するFDを行い、」</p> <p>とあるものを、</p> <p>「議論する<u>ファカルティ・ディベロップメント（FD）</u>を行い、」</p> <p>と修正する。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、表現を統一し、修正いたします。</p>
24	<p>&lt;基準項目&gt;</p> <p>2 教育課程・学習効果 （1）教育課程 項目4：共同教育課程等にもなう教育方法（7頁）</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <p>「FD」を「教員研修（FD）」に修正すべきである。評価の視点4-11</p>	<p>「議論するFDを行い、」</p> <p>とあるものを、</p> <p>「議論する<u>ファカルティ・ディベロップメント（FD）</u>を行い、」</p> <p>と修正する。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、表現を統一し、修正いたします。</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>において「教員研修 (FD)」と記載されている。また、FD が Faculty Development の略記であるならば、明記すべきである。</p>		
25	<p>&lt;基準項目&gt; 2 教育課程・学習効果 (1) 教育課程 「(注4)」 (7頁) &lt;意見&gt; 「CBT」及び「OSCE」とあるが、それぞれ略語だけでなく、「Computer-Based Testing」、「Objective Structured Clinical Examination」というように明記していただけるとよい。</p>	<p>「CBT」とあるものを、 「Computer-Based Testing (CBT)」と修正する。また、「OSCE」とあるものを、「Objective Structured Clinical Examination (OSCE)」と修正する。</p>	<p>略語については適切さを確保するため、ご意見に基づき修正いたします。</p>
26	<p>&lt;基準項目&gt; 2 教育課程・学習効果 (1) 教育課程 (注4) (7頁) &lt;意見&gt; 「CBT」及び「OSCE」が、それぞれ、Computer-Based Testing 及び Objective Structured Clinical Examination の略記であるならば、明記すべきである。</p>	<p>「CBT」とあるものを、 「Computer-Based Testing (CBT)」と修正する。また、「OSCE」とあるものを、「Objective Structured Clinical Examination (OSCE)」と修正する。</p>	<p>略語については適切さを確保するため、ご意見に基づき修正いたします。</p>
27	<p>&lt;基準項目&gt; 2 教育課程・学習成果 (1) 教育課程 (8頁) 【評価の視点2-6】モデル・コア・カリキュラムに対応した講義内</p>	<p>「モデル・コア・カリキュラムに対応した講義内容であること。」とあるものを、 「モデル・コア・カリキュラムの内</p>	<p>いただいたご意見が適切であると考え、言葉を補い、左記のとおり修正します。</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>容であること。</p> <p>【評価の視点 2-12】モデル・コア・カリキュラムに従い実践的能力を涵養する総合参加型臨床実習を実施していること。</p> <p>＜意見＞</p> <p>「モデル・コア・カリキュラムに対応した講義内容 or ・・に従い・・・」となっているが、科目名まで拘束を受ける印象を与えるので、「モデル・コア・カリキュラムの内容を網羅した」で良いのではないか。</p>	<p>容を網羅した講義内容であること。」と修正する。また、</p> <p>「モデル・コア・カリキュラムに従い」</p> <p>とあるものを、</p> <p>「モデル・コア・カリキュラムの内容に従い」</p> <p>と修正する。</p>	
28	<p>＜基準項目＞</p> <p>2 教育課程・学習成果</p> <p>(1) 教育課程</p> <p>【評価の視点 2-9】講義と関連の実習を連動して実施していること。(8頁)</p> <p>＜意見＞</p> <p>「講義と関連の実習を連動して実施」となっているが、欧米では全ての教科目について1：1対応になっていない。この評価項目の意図するところが不明確なのではないか。</p>	<p>「講義と関連の実習を連動して実施していること。」</p> <p>とあるものを</p> <p>「講義と関連した実習を行う場合、それらが連動して行われていること。」</p> <p>と修正する。</p>	<p>本基準においては、講義と実習を1：1で設置することを求めているわけではありません。講義とそれに関連する実習が、時系列的に分断されたかたちで設置されないよう注意を喚起したものです。ただ、誤解を招きかねない表現でしたので、左記のとおり修正します。</p>
29	<p>＜基準項目＞</p> <p>2 教育課程・学習成果 (1) 教育課程 (4) 共同教育課程等に伴う教育方法</p> <p>＜意見＞</p> <p>・【評価の視点 2-26】共同教育課程にのみ、「教育効果の検証」が明示されている。(9頁)</p>	<p>【評価の視点 2-26】「遠隔教育の教育効果を検証し、改善を図っていること。」</p> <p>【評価の視点 2-27】「学生移動による教育効果を検証し、改善を図っていること。」</p> <p>【評価の視点 2-28】「教員移動による教育効果を検証し、改善を図っていること。」</p>	<p>ここでいう「教育効果」は、学習成果による教育効果とは異なります。ここではその違いを明確にするため、表現を修正します。</p>



No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
		<p>とあるものを、</p> <p>【評価の視点 2-26】「遠隔教育の効果を検証し、改善を図っていること。」</p> <p>【評価の視点 2-27】「学生移動による効果を検証し、改善を図っていること。」</p> <p>【評価の視点 2-28】「教員移動による効果を検証し、改善を図っていること。」</p> <p>と修正する。</p>	
30	<p>&lt;基準項目&gt;</p> <p>2 教育課程・学習成果</p> <p>(1) 教育課程 (9頁)</p> <p>【評価の視点 2-26】コア科目に関してICTによる遠隔教育の教育効果を検証し、改善を図っていること。</p> <p>【評価の視点 2-27】コア科目に関して学生移動による教育効果を検証し、改善を図っていること。</p> <p>【評価の視点 2-28】コア科目に関する教員移動による教育効果を検証し、改善を図っていること。</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <p>共同獣医学課程は欧米水準の獣医学教育を実現するために2大学のそれぞれが持つ異なる機能を強化する事で1大学では成し得なかった高度な獣医学教育を行うために構築した。遠隔教育、学生移動及び教員の移動は共同獣医学課程を推進するための重要な方策であり、敢えて評価の視点に加える必要はない。</p>	修正しない。	<p>本基準を用いて実施される獣医学教育評価においては、原則として個々の大学における獣医学教育組織の状況を評価する仕様になっています。ただし、学位授与を含む「教育課程・学習成果」、「教員・教員組織」は共同教育課程を単一のものとして評価します。とりわけ【評価の視点 2-26～28】を評価することで、共同教育課程の有効性を確認いたします。</p>
31	<基準項目>	修正しない。	基本的に各評価の視点について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>2 教育課程・学習成果 (1) 教育課程 (4) 共同教育課程等に伴う教育方法</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <p>・【評価の視点 2-26～2-28】遠隔教育、学生移動、教員移動によるそれぞれの教育効果を基準協会としてはどのように検証する方針か？ (9頁)</p>		<p>は、まずは各大学において自己評価していただくこととなります。大学基準協会は、大学の自己評価を踏まえ、また実地調査で大学のご意見をうかがいながら評価を行います。</p> <p>本項目に関しては共同教育課程等実態を把握した上で、それらが有効に機能しているかを評価することとなります。</p>
32	<p>&lt;基準項目&gt;</p> <p>2 教育課程・学習効果 &lt;共同教育課程等に伴う教育方法&gt; (該当大学のみ) 【評価の視点 2-26】 (9頁)</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <p>「ICT」が情報通信技術 (Information and Communication Technology) の略であるならば、明記すべきである。</p>	<p>「ICT」とあるものを、</p> <p>「Information and Communication Technology (ICT)」と修正する。</p>	<p>いただいたご意見が適切であると考え、左記のとおり修正します。</p>
33	<p>&lt;基準項目&gt;</p> <p>2 教育課程・学習成果 (2) 学習成果 「(1) 学習成果の測定」 (9頁)</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <p>「学生が修得したかどうかを把握し」とあるが、「学生が修得したことを把握し」というように見直していただけるとよい。</p>	<p>「学生が修得した<u>かどうか</u>を把握し」とあるものを、</p> <p>「学生が修得した<u>こと</u>を把握し」と修正する。</p>	<p>いただいたご意見が適切であると考え、左記のとおり修正します。</p>
34	<p>&lt;基準項目&gt;</p> <p>2 教育課程・学習成果 (2) 学習成果 項目 2 : 国家試験、卒後の進路 (9頁)</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <p>「獣医学と関連する職域を選択するよう指導」の記述は削除するべき</p>	<p>「<u>社会は獣医学教育 (学士課程) に限定的な使命と役割を託している</u>であり、<u>卒業生の進路についても獣医学と関連する職域を選択するよう指導し、進路状況・活躍状況を把握する</u></p>	<p>「社会は獣医学教育 (学士課程) に限定的な使命と役割を託している」という表現が誤解を招きかねないこと、また、「卒業生の進路についても獣医学と関連する職域を選</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>である。学生の人生は学生のものであり、当人の進路を誘導するような教育は不適切である。彼ら自身の進路を彼らの責任で選択できるように、獣医学教育では、獣医学について、またその関連職種について、適切に教授することが重要である。</p>	<p>ことが肝要である。」 とあるものを、 「<u>獣医学教育（学士課程）は、社会からの付託を受けている専門教育であり、獣医学教育の充実と発展における使命と役割を担っている。よって学生の進路指導においては、獣医学またはその関連職域について適切に教授することが重要であり、卒業生の進路状況・活躍状況を把握することが肝要である。</u>」 と修正する。</p>	<p>択するよう指導し」という表現が、学生の進路選択の自由を侵害しているかの誤った意図を感じさせる可能性があること、ただし、獣医学教育は社会より獣医学の発展に寄与するよう付託されている専門教育であることは事実であることから、左記のとおり修正します。</p>
35	<p>＜基準項目＞ 2 教育課程・学習成果 (2) 学習成果 項目2：国家試験、卒後の進路 【評価の視点 2-32】（9頁） ＜意見＞ 「獣医学と関連する職域を選択するよう指導し」とありますが、多種多様な職種がある中で獣医学と関連する職域とは、具体的に何が該当するのか不明であるだけでなく、学生が職業を選択する自由はあってしかるべきであると考えます。そのため、この項目を大学基準とするのは不相当であると思います。</p>	<p>「<u>社会は獣医学教育（学士課程）に限定的な使命と役割を託している</u>」であり、<u>卒業生の進路についても獣医学と関連する職域を選択するよう指導し、進路状況・活躍状況を把握することが肝要である。</u>」 とあるものを、 「<u>獣医学教育（学士課程）は、社会からの付託を受けている専門教育であり、獣医学教育の充実と発展における使命と役割を担っている。よって学生の進路指導においては、獣医学またはその関連職域について適切に教授することが重要であり、卒業生の進路</u></p>	<p>「社会は獣医学教育（学士課程）に限定的な使命と役割を託している」という表現が誤解を招きかねないこと、また、「卒業生の進路についても獣医学と関連する職域を選択するよう指導し」という表現が、学生の進路選択の自由を侵害しているかの誤った意図を感じさせる可能性があること、ただし、獣医学教育は社会より獣医学の発展に寄与するよう付託されている専門教育であることは事実であることから、左記のとおり修正します。</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
		<p>状況・活躍状況を把握することが肝要である。」 と修正する。</p>	
36	<p>&lt;基準項目&gt; 2 教育課程・学習成果（2）学習成果（2）国家試験、卒後の進路（9頁） 【評価の視点 2-32】（10頁） &lt;意見&gt; ・「社会は獣医学教育に限定的な使命と役割を託している・・・」とある。国公立、私立に関わらず、国の支援、国民からの付託を受けている専門教育であるから当然のことであるが、「限定的な」という表現は多様な職域を擁する獣医学に対する表現として不要な誤解を招くし、実際上の規定も困難である。また、自らその多様な活躍を否定する趣がある。再考されたい。</p>	<p>「<u>社会は獣医学教育（学士課程）に限定的な使命と役割を託している</u>であり、<u>卒業生の進路についても獣医学と関連する職域を選択するよう指導し、進路状況・活躍状況を把握することが肝要である。</u>」 とあるものを、 「<u>獣医学教育（学士課程）は、社会からの付託を受けている専門教育であり、獣医学教育の充実と発展における使命と役割を担っている。よって学生の進路指導においては、獣医学またはその関連職域について適切に教授することが重要であり、卒業生の進路状況・活躍状況を把握することが肝要である。</u>」 と修正する。</p>	<p>「社会は獣医学教育（学士課程）に限定的な使命と役割を託している」という表現が誤解を招きかねないことから、左記のとおり修正します。</p>
37	<p>&lt;基準項目&gt; 2 教育課程・学習成果 (2) 学習成果（10頁） 【評価の視点 2-30】獣医師国家試験の合格率が80%以上であること。 &lt;意見&gt;</p>	<p>「<u>獣医師国家試験の合格率が80%であること。</u>」 とあるものを、 「<u>新卒者の獣医師国家資格の合格率が80%であること。</u>」 と修正する。</p>	<p>本基準は、より高い水準を目指して努力する獣医学教育組織の営みを支援する基準として設定されるものです。確かに数値基準を設定することには慎重な扱いが必要ではありますが、当該獣医学教育組織の</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>「獣医師国家試験の合格率 80%以上であること」とされているが、前述のとおり、評価基準の中に、評価指標として具体的に獣医師国家試験の合格率を示すことについて、再度検討が必要ではないか？ また、国家試験合格率と定義するのであれば、新卒者・既卒者を合算しての合格率とすることが必要であると思われるが、現在公表されている第 66 回獣医師国家試験の実績によれば、新卒者のみに限っても複数（16 校中 6 校、全体の 4 割程度）の大学が当該基準を満たしていないことが明白である。また、国家試験の合格率は国策等によっても左右されかねないため、仮に目標値としての国家試験合格率を示す場合でも、暫定的な目標値である旨を明記する等、種々の配慮が必要ではないか？</p>		<p>学習成果を確認する手段として、獣医師国家試験の合格率はひとつの重要な指標となります。なお、第 66 回、67 回獣医師国家試験こそ、合格率の平均は 80%を下回っておりますが、それ以前は数回にわたり 80%を上回っておりました。向上のための基準である以上、相応の水準である必要がありますが、あまり高い設定も非現実的と考え、80%を一応の指標としているところです。なお、既卒者の学習成果を把握することはかなり困難であることから、合格率を測るのは新卒者に限ることにいたします。そのことを明確にするために左記のとおり修正します。</p>
38	<p><b>&lt;基準項目&gt;</b>  2 教育課程・学習成果 (2) 学習成果 項目 2：国家試験、卒後の進路  【評価の視点 2-30】(10 頁)  <b>&lt;意見&gt;</b>  「獣医師国家試験の合格率 80%以上であること」とあるが、評価基準の中に、国家試験の合格率を具体的な数値を示して記載することについて、再度検討が必要ではないか？  第 66 回獣医師国家試験の実績からすると、多くの大学が当該基準を満たさないことが懸念される。仮に目標値として設定している場合</p>	<p>「獣医師国家試験の合格率が 80%であること。」  とあるものを、  「新卒者の獣医師国家資格の合格率が 80%であること。」  と修正する。</p>	<p>本基準は、より高い水準を目指して努力する獣医学教育組織の営みを支援する基準として設定されるものです。確かに数値基準を設定することには慎重な扱いが必要ではありますが、当該獣医学教育組織の学習成果を確認する手段として、獣医師国家試験の合格率はひとつの重要な指標となります。なお、第 66 回、67 回獣医師国家試験こそ、</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>には、そのことが分かるような表現とすべきではないか？</p> <p>また、仮に合格率を基準に含めることとした場合にも、新卒者の実績のみでなく、既卒者の実績も含めて評価することが必要ではないか？</p>		<p>合格率の平均は 80%を下回っておりますが、それ以前は数回にわたり 80%を上回っておりました。向上のための基準である以上、相応の水準である必要がありますが、あまり高い設定も非現実的と考え、80%を一応の指標としているところです。なお、既卒者の学習成果を把握することはかなり困難であることから、合格率を測るのは新卒者に限ることにいたします。そのことを明確にするために左記のとおり修正します。</p>
39	<p><b>&lt;基準項目&gt;</b></p> <p>2 教育課程・学習成果</p> <p>(2) 学習成果 (10 頁)</p> <p>【評価の視点 2-30】 獣医師国家試験の合格率が 80%以上であること。</p> <p><b>&lt;意見&gt;</b></p> <p>獣医学教育の評価に国家試験の合格率を入れる事自体そぐわないと考える。また、80%の合格率は基準であり、教育改善の目標値にはならないと考える。</p>	<p>「獣医師国家試験の合格率が 80%であること。」</p> <p>とあるものを、</p> <p>「<u>新卒者の</u>獣医師国家資格の合格率が 80%であること。」</p> <p>と修正する。</p>	<p>本基準は、より高い水準を目指して努力する獣医学教育組織の営みを支援する基準として設定されるものです。確かに数値基準を設定することには慎重な扱いが必要ではありますが、当該獣医学教育組織の学習成果を確認する手段として、獣医師国家試験の合格率はひとつの重要な指標となります。なお、第 66 回、67 回獣医師国家試験の合格率の平均は 80%を下回っておりますが、それ以前は数回にわたり 80%を上回っておりました。向上のための基準である以上、相応の水準であ</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
			<p>る必要がありますが、あまり高い設定も非現実的と考え、80%を一応の指標としているところです。なお、既卒者の学習成果を把握することはかなり困難であることから、合格率を測るのは新卒者に限ることにいたします。そのことを明確にするために左記のとおり修正します。</p>
40	<p>&lt;基準項目&gt; 2 教育課程・学習評価 (2) 学習成果 (10 頁) 【評価の視点 2-30】 獣医師国家試験の合格率が 80%以上であること。 &lt;意見&gt; ここ数年の新卒者合格の全国平均が 90%以上であることから 85～90%の間まで引き上げて良いのではないかと。</p>	修正しない。	<p>確かに 64 回、65 回獣医師国家試験の合格率の平均は 80%を上回っておりますが、第 66 回、67 回は 80%を下回っております。向上のための基準である以上、相応の水準である必要がありますが、あまり高い設定も非現実的と考え、80%を一応の指標として設定しました。</p>
41	<p>&lt;基準項目&gt; 2 教育課程・学習成果 (2) 学習成果 (10 頁) 【評価の視点 2-32】 卒業生の進路先が獣医学に関連していること。 &lt;意見&gt; 「卒業生の進路先が獣医学に関連していること」となっているが、卒業生の進路は個人の自由であり、関連性の判断についても客観性に欠けると思われ、評価にいれるのが本当に相応しいか、再考を求める。</p>	<p>【評価の視点 2-32】「<u>卒業生の進路</u>先が獣医学に関連していること。」とあるものを「<u>獣医師国家試験合格者の進路</u>が獣医学に関連していること。」 【評価の視点 2-32】と修正する。</p>	<p>確かに卒業生の進路は、個人の自由といえますが、獣医師国家試験合格者には、獣医学分野の発展に寄与することが社会より託されております。従って、左記のとおり修正します。</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
42	<p>&lt;基準項目&gt;</p> <p>3 学生の受け入れ (11 頁)</p> <p>【評価の視点 3-5】入学定員を適正に管理していること。</p> <p>学生の受け入れについて、「入学定員を適正に管理していること」と示されているが、収容定員数の適切な管理について触れられていない。適正な教育環境の保証には、入学定員を適正に管理するとともに、収容定員（在籍学生数比率）も適正に管理することが必要ではないか？なお、「大学基準」においては、在籍学生数・収容定員数比率が適正な収容定員管理を示す数値指標として用いられている。</p>	修正しない。	獣医学教育の分野においては、入学定員を厳密に管理することで収容定員をおおむね適切に管理できるものと考えております。また、カリキュラムの特性上、各年次ごとの定員管理が教育環境の保持に重要な意味を持っています。本基準を用いて実施する獣医学教育評価においては、入学定員の管理状況を経年的かつ厳密に把握することにより、教育環境の保証に努めてまいります。
43	<p>&lt;基準項目&gt;</p> <p>4 教員・教員組織（1）教育研究に関する組織「獣医学の教育と研究は、獣医学部あるいはこれに相当する学部組織により実施されなければならない」（12 頁）</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <p>・「研究」に関する評価、あるいはその組織についての評価が含まれるのであろうか？獣医学部専門教育についての評価ではないのだろうか？また、●●大学における獣医学の研究は大学院で実施している。学部における「卒業研究」は、教育の一環である。この点は、大学によって異なるのかもしれない。したがって、いずれにせよ、この表現は適切ではない。</p>	「獣医学の教育と研究は、獣医学部あるいはこれに相当する学部組織により実施されなければならない。」とあるものを削除する。	記述の内容が曖昧であり、また大学設置基準との重複が認められますので、左記のとおり修正します。
44	<p>&lt;基準項目&gt;</p> <p>4 教員・教員組織（1）教育研究に関する組織（12 頁）</p> <p>&lt;意見&gt;</p>	「獣医学の教育と研究は、獣医学部あるいはこれに相当する学部組織により実施されなければならない。」	記述の内容が曖昧であり、また大学設置基準との重複が認められますので、左記のとおり修正します。



No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>「獣医学の教育と研究は、獣医学部あるいはこれに相当する学部組織により実施されなければならない。」とあるが、「・・・これに相当する学部組織・・・」の表記は曖昧であるため、より具体的に明記すべきである。</p>	<p>とあるものを削除する。</p>	
45	<p><b>&lt;基準項目&gt;</b> 4 教員・教員組織 (2) 教員組織 (12 頁)</p> <p><b>&lt;意見&gt;</b> 「専任教員数は、学生入学定員数を 30～120 名とした場合、68～77 名以上とする」は「専任教員数は、欧米先進国の基準に則り、最低、学生入学定員数の 67%とする (但し、コア科目の 専任教員数から最低 68 名は確保すること。また、大学院大学の場合は、研究推進のため 200%以上とすること)」に変更 すること</p>	<p>修正しない。</p>	<p>本基準における必要専任教員数は、確かに欧米先進国の水準に近くよう、それを目指して策定しておりますが、必ずしもご指摘のような計算に基づいて設定しているものではありません。</p>
46	<p><b>&lt;基準項目&gt;</b> 4 教員・教員組織 (2) 教員組織 (12 頁) および付記 3</p> <p><b>&lt;意見&gt;</b> 「専任教員数は、学生入学定員数を 30～120 名とした場合、68 名～77 名以上とする (別添 1 参照)」とあるが、本項目でされる必要専任教員数は、大学設置基準に規定される必要専任教員数 (収容定員数に対する数) を大きく上回っている。一方で、専任教員数に含まれる教授数についての記載がないため、必要数を記載するのであれば、教授数の記載も必要ではないか? また、このように設置基準を大幅に上回る教員数を基準であるとするのであれば、その趣旨を明確にすべきではないか? 本基準を満たす大学がどの程度存在するかについての詳細は不案内であるが、設置基準を大幅に上回っている以上、基準を</p>	<p>「専任教員数は、学生入学定員数を 30～120 名とした場合、68 名～77 名以上とする」 とあるものを、 「専任教員数は、学生入学定員数を 30～120 名とした場合、68 名～77 名以上とする<u>ことが望ましい</u>」 と修正する。</p>	<p>本基準は、本協会で実施している機関別認証評価の基準とは異なり、法令要件の充足状況を確認することを主たる目的として設定しようとしているわけではありません。獣医師養成を踏まえた獣医学教育の質の向上を目指して設定するものです。また、本基準を用いて行う評価も、各獣医学教育組織が任意で受審するものであり、制度的に義務付けられたものではありません。 本基準は、より高い水準を目指して努力する獣医学教育組織の営み</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>満たさない大学が相当数にのぼることが考えられるが、数値基準を暫定的な目標値として示すことや、「●年度における専任教員数は●名であること」のように、被評価大学が年度計画を立てて対処することが出来るような数値指標の示し方もあるのではないか？</p>		<p>を支援する基準として設定されるものです。ただし、専任教員だけでこの数を充たすのはいささか現実的ではないので左記のとおり修正します。</p>
47	<p>＜基準項目＞ 4 教員・教員組織 項目2：教員組織（12頁） ＜意見＞ 「専任教員数は、学生入学定員数を30～120名とした場合、68名～77名以上とする（別添1参照）」とあるが、本項目でされる必要専任教員数は、大学設置基準に規定される必要専任教員数を大きく上回っていることから、検討の必要があるのではないか？ 少なくとも改定基準で示される必要専任教員数の設置基準を大きく上回ることについての趣旨を明確にすべきではないか？</p>	<p>「専任教員数は、学生入学定員数を30～120名とした場合、68名～77名以上とする」 とあるものを、 「専任教員数は、学生入学定員数を30～120名とした場合、68名～77名以上とする<u>ことが望ましい</u>」 と修正する。</p>	<p>本基準は、本協会で実施している機関別認証評価の基準とは異なり、法令要件の充足状況を確認することを主たる目的として設定しようとしているわけではなく、獣医師養成を踏まえた獣医学教育の質の向上を目指して設定するものです。また、本基準を用いて行う評価も、各獣医学教育組織が任意で受審するものであり、制度的に義務付けられたものではありません。 本基準は、より高い水準を目指して努力する獣医学教育組織の営みを支援する基準として設定されるものです。ただし、専任教員だけでこの数を充たすのはいささか現実的ではないので左記のとおり修正します。</p>
48	<p>＜基準項目＞ 4 教員・教員組織 項目2：教員組織（12頁）</p>	<p>修正しない。</p>	<p>非常勤教員は、ある面では、専任教員では足りないところを補佐するための職位であると思われます。</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>＜意見＞</p> <p>「さらに学内外で各種の実務についている獣医師及び獣医学に関連する分野の専門家を兼任教員として活用する」となっているが、もしそうであれば、常勤職員とは別に、非常勤職員の常勤職員換算式を設定して教育貢献度をきっちりと数値化する必要がある（教員数をカバーするために、非常勤講師を乱発するのを防ぐ）。</p>		<p>本評価においては、別の箇所専任教員の数を厳密に確認しております。肝要なのは、非常勤教員の多寡というよりも、専任教員による十分な教育体制が構築されていることであると考えます。</p>
49	<p>＜基準項目＞</p> <p>4 教員・教員組織 項目2：教員組織（12頁）</p> <p>＜意見＞</p> <p>教育の継続性を配慮した教員配置を行っているかどうかの視点は大変重要と考える。大学が配置している教員が10年、20年先と教育の継続性を意識しているものであるのかについて、評価基準に加えるべきである。</p>	修正しない。	<p>基準において、「教育の継続性、年齢構成、男女共同参画に配慮することが望まれる。」また、【評価の視点4-6】において、「専任教員の構成（獣医師免許保有状況、職位、年齢、男女比）が適切であること。」とあるように、教育の継続性に一定程度配慮した基準としています。評価にあたってご指摘いただいた点にも十分配慮いたします。</p>
50	<p>＜基準項目＞</p> <p>4 教員・教員組織（2）教員組織「専任教員数は・・・（別添1参照）」（12～14頁）</p> <p>＜意見＞</p> <p>・専任教員数の算出根拠は何であるか？現状の（改定を求められている）コア・カリ科目数に基づく算出と見えるが、それは果たして適切であろうか？コア・カリキュラム自体の内容、あるいはその科目立てに疑問があり改定が考慮されている以上、それを根拠とした算出が適当とは思えない。「欧米先進国・・・（付記1）」ともあるが、これも正確さや根拠があるようには思えない。</p>	修正しない。	<p>本基準は、「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」の提唱し、全国大学獣医系大学間獣医学教育支援機構事務局関係代表者協議会が策定したモデル・コア・カリキュラムに即した教育が行われているかどうかを評価することを目的の一つとしています。教員数はそれに対応して算出しています。</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
51	<p>&lt;基準項目&gt; 4 教員・教員組織 (12 頁)</p> <p>&lt;意見&gt; 「教員は常に教育指導能力を発展させるために教員研修 (FD) に積極的に取り組まねばならない」であるが、そもそも「FDとは授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称であり、研修はその一つである。ほかに有効な手段として、教員相互の授業参観と評価、授業アンケート結果の公開と分析、新人教員向けの訓練などもあろう。よって、ここは「教員組織は常に教育指導能力を発展させるためのFD (たとえば、新任含む教員研修、教員相互の授業参観と評価、授業アンケート結果の公開と分析など) に積極的に取り組まねばならない」に変更すること</p>	<p>「教員は常に教育指導能力を発展させるために教員研修 (FD) に積極的に取り組まねばならない」とあるものを、 「教員はその資質向上を図るために、<u>組織的かつ多面的にFD活動</u>に取り組まなければならない。」と修正する。</p>	<p>ご指摘いただいた点を考慮して左記のとおり修正いたします。</p>
52	<p>&lt;基準項目&gt; 4 教員・教員組織 (2) 教員組織 (12~13 頁)</p> <p>&lt;意見&gt; 「教員の配置にあたっては、教育の継続性、年齢構成、男女共同参画に配慮することが望まれる。」との記載があるが、これに対応する注釈8「第3次男女共同参画基本計画 (平成22年) では平成30年までに女性教員比率を30%以上にすることを目標としている。」の記載は不要ではないか？ 政府が提唱する女性教員比率30%が獣医学教育においても適正であるかとの具体的な根拠があるのでしょうか？ 教育においては、男女共同参画のあり方が学術・学問領域ごとに異なる場合もあり得ると思われるため、この注釈は不要ではないか？</p>	<p>「(注8) 第3次男女共同参画基本計画 (平成22年) では平成30年までに女性教員比率を30%以上にすることを目標としている。」とあるものを、削除する。</p>	<p>第3次男女共同参画基本計画で目指す値が、本基準を用いて行う評価に影響する可能性があるため、注8を削除します。</p>
53	<p>&lt;基準項目&gt; 4 教員・教員組織 項目2:教員組織 (12~13 頁)</p>	<p>「(注8) 第3次男女共同参画基本計画 (平成22年) では平成30年まで</p>	<p>第3次男女共同参画基本計画で目指す値が、本基準を用いて行う評</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>＜意見＞</p> <p>「4 教員・教員組織（2）教員組織」において、「教員の配置にあたっては、教育の継続性、年齢構成、男女共同参画に配慮することが望まれる。」との記載があるが、注釈8「第3次男女共同参画基本計画（平成22年）では平成30年までに女性教員比率を30%以上にすることを目標としている。」の記載は不要ではないか？ 少なくとも、具体的なパーセントテージを明記する必要は無いのではないか？</p>	<p>に女性教員比率を30%以上にすることを目標としている。」とあるものを、削除する。</p>	<p>価に影響する可能性があるため、注8を削除します。</p>
54	<p>＜基準項目＞</p> <p>4 教員・教員組織 項目2：教員組織</p> <p>【評価の視点4-6】 専任教員（13頁）</p> <p>専任教員の構成（獣医師免許保有状況、職位、年齢、男女比）が適切であること。第三次男女共同参画基本計画（平成22年）では平成30年までに女性教員比率を30%以上にすることを目標としている。</p> <p>＜意見＞</p> <p>男女共同参画基本計画を踏まえて、女性教員の数を30%にすることを目標としているが、獣医師免許保持者で大学院に進学する女子学生の比率、学位取得者数を考慮すると全国の獣医系大学で女性教員を30%確保することは現実問題として無理な要件であると考えます。これを評価基準とすることは、再度検討の余地があるように思われます。</p>	<p>「（注8）第3次男女共同参画基本計画（平成22年）では平成30年までに女性教員比率を30%以上にすることを目標としている。」とあるものを、削除する。</p>	<p>第3次男女共同参画基本計画で目指す値が、本基準を用いて行う評価に影響する可能性があるため、注8を削除します。</p>
55	<p>＜基準項目＞</p> <p>4 教員・教員組織（13頁）</p> <p>＜意見＞</p> <p>（注8）の末尾に以下を追加すること。12頁の（2）の末尾に追加してもよい；「特に、我が国の獣医学部においては女子学生の比率が高まっており、女性教員の比率向上は重要課題である。」</p>	<p>修正しない。</p>	<p>ここでは多様な教員をバランスよく配置する必要がある中で、女性教員の比率向上が重要課題であるのは承知していますが、比較的短期間の動向を基準に盛り込むことには慎重を期すべきと考えます。</p>
56	<p>＜基準項目＞</p>	<p>修正しない。</p>	<p>（別添1）の（付記1）にも記し</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>4 教員・教員組織 【評価の視点 4-4～4-5、4-9】 (12～13 頁)</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <p>本項目の評価の視点では、専任教員が過度の負担にならないようにコア科目、アドバンス科目へ教員を配置するようにされているが、1科目1名の専任教員を配置したとしても、実際の各科目の開講時間数が異なるため、教員の負担は当然一律ではない。例えば1単位科目と4単位科目では、本学の場合90分授業を8回実施と30回実施となってしまう。1教員が1科目を担当する場合には、この負担差は明らかである。一方で4単位科目を4名の教員で分担した場合には、1人あたりの受け持ち回数は7回ないし8回となるが、各教員の科目の分担割合が0.25となり、認証基準では専任教員として認められなくなる。結局、この教員は専任教員として認定されるために他の科目を2/3負担しなくてはならないという不合理が生じる。現在の評価基準では同じ8回の講義を分担しながら、科目の単位数によって担当割合に差が生じ、不当な負担となっているが、この点はどのように考えるのか。</p>		<p>てあるとおり、当該箇所においては、必要専任教員数を計上するにあたり、1科目に対して1名の計算で行ったことを示しただけであり、実際に1科目1名を対応配置させることを求めたわけではありません。付記1にもあるように、実際は各大学が定める組織において有機的に分担していただき、各教員の負担に過度なバラつきが生じないよう、柔軟に対応することが求められます。</p>
57	<p>&lt;基準項目&gt;</p> <p>4 教員・教員組織 項目2：教員組織</p> <p>【評価の視点 4-3】 (13 頁)</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <p>専任教員を分野毎で評価することは適切でない。これは、「講座又は研究分野の枠にこだわらない教育単位を編成することが望ましい」という前述のコメントと矛盾する。教育単位に対して適正に専任教員が配置されているかを評価すべきである。</p>	修正しない。	<p>当該評価の視点で「専任教員を分野ごとに適正に配置していること。」の「適正に」には、「バランスよく」、あるいは「偏りなく」という意も含んでおり、「講座又は研究分野の枠にこだわらない教育単位を編成すること」という記述と矛盾はないものと考えます。</p>
58	<p>&lt;基準項目&gt;</p> <p>4 教員・教員組織 項目2：教員組織(別添1)</p> <p>【評価の視点 4-3、4-4】 (13 頁)</p>	別添1 (13～14 頁) の右欄 (教員数) の記述、例えば「獣医学概論を除く12科目を担当する12名の専任教員	(別添1) の (付記1) に「1科目に対して1名の専任教員を配置することを基本としたが、実際は各

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>&lt;意見&gt;  (別添1)の病態分野の「7科目を担当する7名の専任教員が必要である」とありますが、「7科目を担当する10名の専任教員が必要である」と修正して頂きますようお願いいたします。</p> <p>理由)  限りある教員数を、臨床や応用へ多数の教員を配置することから、「病態分野の7科目に7名配置」との記載は7名で十分であるとの判断になってしまいます。</p> <p>病態分野では、1科目1名の専任教員を配置することから、コアカリに実習が含まれない科目は1名の配置となります。例えば「魚病学(日獣大、日大)」「動物感染症学(日獣大、日大、麻布大、府大)」「免疫学(府大、麻布大、日大)」「家禽疾病学(北里大)」のように研究室を持つ大学では1名研究室となり、根本的な研究室運営に支障が出ること、また、病理学が「病理学」と「病理学実習」2科目ということにより、2名体制での研究室運営は困難に陥ることが予想されます。</p> <p>私は病理学の教育を担当しておりますが、「病理学(総論2単位および各論3単位)」と「病理学実習2単位」のカリキュラム教育は、2名での運営は負担が大きく、さらに診断業務(病理解剖、生検)、研究(研究室に学生を受入れて教育する卒論教育または大学院教育)を両立させるのに、多数の学生を受入れる私立大学では困難な状況になります。病理学教育の総論のみを病理学教員が担当し、具体的な臓器別の病理学各論を、それぞれの分野に委ねるのであれば可能かもしれませんが、実際は、各分野で病理組織を解説することは難しいように見受けられます。</p> <p>獣医学における病理学の重要性は、医学部での病理学の役割とは異なる</p>	<p>が必要である。」  とあるものを、  「12名以上の専任教員によって、獣医学概論を除く12科目を担当することが望ましい。」  と修正する。</p>	<p>大学が定める講座等の組織並びに附属施設などの組織において有機的に分担して実施することが望ましい。」と記してあるとおり、それぞれの分野の教員配置にあたっては、各大学の実情にあわせてこれを行うことが望まれます。ただし、1科目に1名対応配置することが必須であるとの誤解を与えることを避けるため、左記のとおり修正します。</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>り、臨床以外にも各都道府県食肉検査所での食肉検査という食の安全を担う重要な社会的役割があります。最近では、病理診断を業務とした検査センター及び大手企業も参画した病理診断業が多数設立され、病理学は小動物臨床にも一役買っています。最近の国家試験問題を精査すると、様々な分野の出題に病理解剖写真や病理組織写真が用いられ、病理学の知識を必要とする傾向がより濃厚になってきております。</p> <p>この獣医学教育基準が間違った方向を歩むと、その基準に合わせることで教育に弊害が生じてきます。このままの仕組みで続行しますと、大学側が低い評価を受け続けるか、大学側がこの基準に徹した場合は、病理学は衰退し、社会のニーズに応えられない状況に陥ると思われます。そもそも、この獣医学教育基準が国立2大学連携で成り立つ仕組みとなっており、言葉の綾を巧みに利用した間違った仕組みであることは間違いありません。基礎・病態分野では、1科目に1教員を設置すると1大学の研究室あたり1～2名の教員配置になりますが、実際は2大学で2～4教員で分担することになると思われます。臨床分野では1大学10～11名の教員で、2大学で21名教員を配置することで成立すると考えられます。(本来ならば、2大学で1学部の運営をこの基準で教員配分すると、基礎・病態系では1大学の研究室あたり1名ないし0名となり、基本的な研究室の仕組みは崩壊するでしょう)。これは明らかに2大学連携有りきの基礎・病態分野と臨床分野の巧みな言葉の使い分けであります。1大学で運営する東大、宮崎大、府大、私立5大学は、この仕組みに乗ることはできません。そもそも、この基準はこのような不具合を生じてしまう点で問題があるのですが、1大学運営も2大学運営もそもそも、1つの獣医学教育機関としての基準であるはずなのに、教員配属に違いが出てしまうのはおかしな事</p>		



No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	す。全大学の獣医学教育をより良いものにするために、この不具合と矛盾点を再検討して頂きますようお願い申し上げます。		
59	<p>&lt;基準項目&gt;</p> <p>4 教員・教員組織 (13 頁)</p> <p>【評価の視点 4-7】専門性に配慮した教員任用に関する公正な基準を設定していること。</p> <p>【評価の視点 4-8】教員の任用に際して、透明性のある手続等を定めていること。</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <p>「任用」は「任用・昇格」とすること</p>	修正しない。	当該箇所における「任用」には「採用」の他にも「昇格」の意が含まれると考えております。
60	<p>&lt;基準項目&gt;</p> <p>4 教員・教員組織 (13 頁)</p> <p>【評価の視点 4-10】専任教員のコア科目に関する実習負担（参加型臨床実習を除く）が過度とならないようにすること。</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <p>この視点の意味が理解できない。あまり熱心に教育するなども取れる内容になっている。</p>	修正しない。	当該評価の視点は、専任教員の負担が過重なものになることによって、学生に対する教育の質が劣化することを懸念して設けたものです。教員の教育をおろそかにすることを奨励するものではありません。
61	<p>&lt;基準項目&gt;</p> <p>4 教員・教員組織 (別添 1) (13~14 頁)</p> <p>&lt;意見①&gt;</p> <p>別添 1 では、科目名と当該分野での教員数が概ね科目数に対応させて記載されているが、断定的な最低教員数を削除するか、科目名ではなく「教授内容」にし、必ずしも一致させる必要はないのではないか。欧米の基準でも、具体的な科目名は基礎系科目でしか提示されていない（その他の科目では多様性がある）。また、教員数についても各分野何名と明記されている基準は欧米にはないと思われ、これら数値が日</p>	修正しない。	(別添 1) の (付記 1) にも記してあるとおり、当該箇所においては、必要専任教員数を計上するにあたり、便宜上 1 科目に対して 1 名の計算でこれを行ったことを示しただけであり、実際に 1 科目 1 名を対応配置させることを求めたわけではありません。実際は、各大学の実情にあわせて柔軟に配置していた

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>本の大学評価基準として明記されてしまうと、いろいろな問題が生じると考えられるため慎重になる必要がある（国家試験をみても出題問題数に差がもうけられているが、現状の表では全ての科目が一律に扱われており、一致していない）。</p> <p>加えて別添1では、畜産系科目が指定されていない。少なくとも欧州の認証には必須科目として、EC指令に明記されており、対応できていない。</p> <p>&lt;意見②&gt;</p> <p>臨床科目の科目名の分類の基準が不明確であり、このような分類では評価できないと考える。</p>		<p>だくことが求められます。</p> <p>なお、ここでの科目名については、「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」の定めたモデル・コア・カリキュラムを参考に設定したものです。また、確かに本基準の設定にあたっては欧米の水準を意識はしておりますが、必ずしもそれに完全に合致することを目指しているわけではありません。本基準は、現在の我が国の獣医学教育の現状を踏まえ、その一層の向上を目指して設定しているものです。</p> <p>なお、畜産科目の設定においても、各大学の実情に照らして柔軟に評価を行います。</p>
62	<p>&lt;基準項目&gt;</p> <p>4 教員・教員組織 項目2：教員組織 (12頁)</p> <p>別添1 (13頁)</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <p>1科目につき1名の専任教員という基本コンセプトは完全に排除すべきである(別添1)。付記1の後半に記述されていること「1科目に対して1名の専任教員を配置することを基本したが、実際は各大学定める講座等の組織並びに附属施設などの組織において有機的分担して実施することが望ましい」が本来重視されるべき点であるのに、基本コンセプトの記述によってそれが薄らいでしまっている。</p>	<p>別添1 (13～14頁)の右欄(教員数)の記述、例えば「獣医学概論を除く12科目を担当する12名の専任教員が必要である。」とあるものを、</p> <p>「12名以上の専任教員によって、獣医学概論を除く12科目を担当することが望ましい。」と修正する。</p>	<p>(別添1)の(付記1)に「1科目に対して1名の専任教員を配置することを基本としたが、実際は各大学が定める講座等の組織並びに附属施設などの組織において有機的に分担して実施することが望ましい。」と記してあるとおり、それぞれの分野の教員配置にあたっては、各大学の実情にあわせてこれを行うことが望まれます。ただし、1</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
			科目に1名対応配置することが必須であるとの誤解を与えることを避けるため、左記のとおり修正します。
63	<p>＜基準項目＞</p> <p>4 教員・教員組織 項目2：教員組織(別添1) 13頁</p> <p>＜意見＞</p> <p>現在、魚病学はコア科目の中の病態分野の中に組み込まれているが、第4頁の(1)獣医学の使命・目的において、留意点として記載されている1)～7)の中の1)基礎分野と病態分野および2)応用分野の説明に照らして考えた場合、魚病学は応用分野の科目として取り扱うべきである。</p> <p>魚病学は、基礎および病態分野で教授される科目の内容を、魚介類の健康管理技術を理解するために「応用」することで教育効果が発揮される科目であり、学生に対して獣医学の基礎・病態分野の知識を十分に与えた上で講義を行うことで、より高い教育効果を挙げると考える。</p>	修正しない。	意見の趣旨は理解できますが、各分野の分類に関わる考え方は極めて多様です。各科目とも様々な要素を擁しており、一概にその特性を決めつけることが難しいことも承知しております。ただし、例えば魚病学においては、一般的には感染症を扱うことが多くみられることから病態分野に配置しています。
64	<p>＜基準項目＞</p> <p>4 教員・教員組織 【評価の視点4-3、4、5、9】 (13-14頁)</p> <p>＜意見＞</p> <p>別添1の分野別教員数の算出において各分野の科目数を単純に合計して算出しているが、コアカリにおける1科目の到達目標数は11から96と約10倍の変動がある。分野別に到達目標を算出した場合、病態分野(389)は応用分野(242)より明らかに多いが、科目数に基づいた専任教員数では同じになっている。また、導入基礎分野(526)と臨床科目(572)の到達目標数は大きな差はないが、科目数に基づく教員</p>	<p>別添1(13～14頁)の右欄(教員数)の記述、例えば「獣医学概論を除く12科目を担当する12名の専任教員が必要である。」</p> <p>とあるものを、</p> <p>「12名以上の専任教員によって、獣医学概論を除く12科目を担当することが望ましい。」</p> <p>と修正する。</p>	既にご理解いただいているように、(別添1)は、1科目に1名を配置することを求めているわけではありません。また、コアカリの到達目標数がそのまま講義の負担数であるということは必ずしもあたらないものと考えます。いずれにせよ各大学の実情に合わせて適切に配置していただくことが望まれます。

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>数は倍近い差がある。到達目標数の差異は講義数および単位数の差異に反映されるから、到達目標数の多い科目担当者は大きな負担を担うこととなり、これは評価の視点 4-3 の教員の分野ごとの適性配置と評価の視点 4-9 の講義負担が過度にならない様にすると言う項目において矛盾を生じるものと思われる。付記 1 の記載から、大学の裁量で対応をはかればよいとも言えるが、少なくとも基準案で別添 1 を示せば、人員配置は 1 科目 1 名とする流れを作ることになり、教員の間での教育業務負担の不公平感と獣医学教育自体のゆがみを生じないかと危惧する。</p>		<p>す。</p> <p>ただし、1 科目に 1 名対応配置することが必須であるとの誤解を与えることを避けるため、左記のとおり修正します。</p>
65	<p><b>&lt;基準項目&gt;</b>  4 教員・教員組織  (付記 3) 必要専任教員数 本学であれば学生 80 名、教員 73 名 (14 頁)</p> <p><b>&lt;意見&gt;</b>  数そのものには異論はない。1 学年 80 名の学生に対して国際的に通用する獣医学教育を実施しようとするなら 80 名以上の教育を担当する人材が必要である。ただ、必要教員数を専任だけでカウントする点は、現状の私立獣医科大学の経営状況からは無理である。授業料を 400 万円程度に上げることができれば可能である。欧米の獣医科大学は物価で換算すると大体 400～500 万円と言われている (公立、私立問わず)。EAEVE の基準でいうところの Full time equivalent (FTE) という考え方を導入していただきたい (年間 200 時間獣医学教育を担当すれば獣医学教育の 1 単位を担当する教員として認める)。私立大学には特任、招聘、客員、などいろいろな名称の教授職を設けて教育の質を下げずにコストダウンを図る工夫を行っている。こうした私立大学の経</p>	<p>「専任教員数は、学生入学定員数を 30～120 名とした場合、68 名～77 名以上とする」  とあるものを、  「専任教員数は、学生入学定員数を 30～120 名とした場合、68 名～77 名以上とする<u>ことが望ましい</u>」  と修正する。</p>	<p>各大学が、限られた人的資源を有効に活用し、教育の充実に努めていることは十分に理解しているところです。本基準を用いた獣医学教育評価においても、先般行った試行評価を通じ、教員数の評価に関し、適切なあり方について検討を進めております。実際の評価にあたっては、運用において、各大学の実情に照らして柔軟に必要な教員数の評価を行う予定です。</p> <p>なお、ご指摘のとおり専任教員だけでこの数を充たすのはいささか現実的ではないので左記のとおり修正します。</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>営事情を考慮いただき、専任教員だけをカウントするのではなく、例えば、「学生 80 名定員では専任教員 73 名置くのが望ましいが、獣医学教育を担当する教員の 80%以上は専任教員でなければならないが、残りは各大学の事情に応じて EAEVE でいう FTE に相当する者で補充してもよい」というような措置が講じられれば、多くの私立獣医科大学は基準をクリアできるものとする。また、こうした措置により講義内容の充実（実質的な教育レベルアップ）が図れると確信する。</p>		
66	<p><b>&lt;基準項目&gt;</b>  5 学生支援 【評価の視点 5-1】～【評価の視点 5-7】 (15 頁)  6 教育研究等環境 &lt;施設・設備&gt; 【評価の視点 6-4】～【評価の視点 6-6】及び【評価の視点 6-11】～【評価の視点 6-14】(17-18 頁)  <b>&lt;意見&gt;</b>  4 頁の「1 使命・目的」に記載されている通り「獣医学教育（学士課程）」の評価であるならば、複数の大学により構成される共同教育課程等の制度を利用する「獣医学教育（学士課程）」も評価されるものと解釈できる（7 頁）。  しかし、上記の基準項目に係る「評価の視点」はいずれも、共同教育課程等を構成するそれぞれの大学に関する視点と考えられる。したがって、これらの視点が共同教育課程等を構成する個々大学において必要であることを明記すべきである。</p>	<p>2 頁(4)①「各獣医学教育組織が」とあるものを、  「各大学の獣医学教育組織が」と修正する。</p>	<p>本基準を用いて実施する獣医学教育評価においては、共同教育課程を構成していたとしても、「教育課程・学習成果」、「教員・教員組織」以外は基本的には個々の大学における獣医学教育組織の状況の評価することとしています。  そのことを明確にするために左記のとおり修正します。</p>
67	<p><b>&lt;基準項目&gt;</b>  6 教育研究等環境 (2) 各獣医学教育組織が設置する必要がある施設・設備 最終行 (16 頁)  <b>&lt;意見&gt;</b>  「卒業教育の場としても機能することが望ましい」の文章において、</p>	<p>「卒業教育」とあるものを、  「卒業教育」と修正する。</p>	<p>いただいたご意見が適切であると考え、左記のとおり修正します。</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	「卒業教育」よりも「卒業後教育」の表記の方が適切である。		
68	<p>&lt;基準項目&gt; 6 教育研究等環境 (16 頁)</p> <p>&lt;意見&gt; 下から 3 行目「・・・研修センター」などが考えられる。」のあとに、次の一文「なお、これら施設には別に専任教員あるいはスタッフを雇用することが望まれる。」を追加する。</p>	修正しない。	当該箇所は、附属施設の必要性を示しているものであり、そこにどのような人的配慮を行うかは各大学の裁量に委ねられるべきと考えます。
69	<p>&lt;基準項目&gt; 6 教育研究等環境 (2) 各獣医学教育組織が・・・(16 頁) (注 9) 動物病院に関する記述 (17 頁)</p> <p>&lt;意見&gt; ・指針として理解できなくはないが、面積や室配置など、余りにも細かに規定し過ぎである。この状況で、このように限定せずとも教育に十分なケースはあるだろう。(3)の「病院には・・・研究室を設置すること」なども具体と意図が不明であるし、本来、病院と研究室は物理的にも一定の区分をすべきであろうから不相当と思える。</p>	「実施が可能な <u>研究室</u> を設置する。」 とあるものを、 「実施が可能な <u>設備</u> を設置する。」	「研究室」の解釈が限定的である場合、誤解を招く可能性があるので、左記のとおり修正します。
70	<p>&lt;基準項目&gt; 6 教育研究等環境 (3) 各獣医学教育組織が選択して・・・(16 頁)</p> <p>&lt;意見&gt; ・学士課程教育に本質的な内容とすべきであろう。ここに記載されている内容は確かに望ましいことであるが、相当に主観が入っており、獣医学教育の本質的評価を越えたプラスアルファの内容である。</p>	修正しない。	本評価は、大学を批判する立場から実施されるものではありません。大学の長所の伸長に資することも目指しています。当該項目もその一助として設けられたもので、ここに示される施設を設置していないことを否定的に評価するのではなく、設置していることをその成果と照らし合わせて積極的に評価しようとしています。

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
71	<p>&lt;基準項目&gt; 6 教育研究等環境 （3）各獣医学教育組織が選択して設置することが望ましい附属施設（16項）</p> <p>&lt;意見&gt; 評価基準として必要なのか。その意義についてももう少し丁寧な説明が必要と思われる。</p>	修正しない。	本評価は、大学を批判する立場から実施されるものではありません。大学の長所の伸長に資することも目指しています。当該項目もその一助として設けられたもので、ここに示される施設を設置していないことを否定的に評価するのではなく、設置していることをその成果と照らし合わせて積極的に評価しようとしています。
72	<p>&lt;基準項目&gt; 6 教育研究等環境 項目5 国際性を踏まえた教育環境の整備（17頁）</p> <p>&lt;意見&gt; 「国際的な環境を構築する必要がある。」とありますが、「国際的な環境を構築することが望ましい。」と修正していただくのが良いと感じます。</p>	<p>「国際的な環境を構築する<u>必要がある。</u>」 とあるものを、 「国際的な環境を構築する<u>ことが望ましい。</u>」 と修正する。</p>	国際的な環境を構築するか否かは、各獣医学教育組織の裁量に委ねられるものと考え、左記のとおり修正します。
73	<p>&lt;基準項目&gt; 6 教育研究等環境（注9）（2）（17頁）</p> <p>&lt;意見&gt; 「施設内には、診療施設に加えて、臨床教育施設として、視聴覚設備を備えた臨床実習室と臨床講義室を設けること」となっているが、施設内に必要であるという理由が良く分からない。もちろん効率が良いとは思いますが、評価基準になってしまうと、対応が大事になってしまうことも想定される。キャンパス内でも充分なのではないか。</p>	修正しない。	獣医教育病院の絶対的要件を定めているわけではありません。あくまでも備えていることが望ましいとしているところです。各施設は大学ごとの特性に応じて設置されることが望ましいと考えます。
74	<基準項目>	「実施が可能な <u>研究室</u> を設置す	「研究室」の解釈が限定的である

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>6 教育研究等環境 (注9)(3) (17頁)</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <p>「獣医教育病院には患者を用いた研究の実施が可能な研究室を設置すること」となっているが、病院は診療、実務教育に特化した施設であるべきで、臨床系教員の研究室は病院と離れた場所に設置すべきである。調査した限り、欧米獣医大学ではバイオセーフティ及びバイオセキュリティの観点から病院内に研究室を置いていない。</p>	<p>る。」</p> <p>とあるものを、</p> <p>「実施が可能な設備を設置する。」</p>	<p>場合、誤解を招く可能性があるので、左記のとおり修正します。</p>
75	<p>&lt;基準項目&gt;</p> <p>6 教育研究等環境 (注9)(6) (17頁)</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <p>獣医師の仕事として動物薬の調剤等も含まれているので薬剤師を配置する必要はない。また、動物薬の調剤は薬剤師の任務外でもある。</p>	<p>修正しない。</p>	<p>獣医師の役割が広範にわたり動物薬の調剤等を含むことは事実ですが、専門知識を有する薬剤師を配置することは、薬剤を慎重に扱おうとする近年の考え方の中でその社会的要請に応える措置といえます。評価の際には、大学の実情に照らして行うこととなりますが、薬剤師を配置することは望ましいことと考えます。</p>
76	<p>&lt;基準項目&gt;</p> <p>6 教育研究等環境 (17～18頁)</p> <p>【評価の視点 6-4】動物実験の倫理・福祉に配慮した実験動物の飼養に関する施設・設備を整備していること。</p> <p>【評価の視点 6-5】動物実験の倫理・福祉に配慮した動物実験に関する学内規則・飼養管理マニュアル等を整備していること。</p> <p>【評価の視点 6-6】学内規則に従い動物実験に関して監督指導する委員会を設置していること。</p> <p>&lt;意見&gt;</p>	<p>【評価の視点 6-4、5、6】の次に</p> <p>【評価の視点 6-7】病原体等利用実験の法律等に基づいた学内規則・管理マニュアル等を整備していること。</p> <p>【評価の視点 6-8】学内規則に従い病原体等利用実験に関して監督指導する委員会を設置していること。</p> <p>【評価の視点 6-9】遺伝子組換え実験の法令に基づいた学内規則・管理マニ</p>	<p>いただいたご意見が適切と考え左記のとおり修正します。</p>



No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	動物実験関連の法令・指針・ガイドライン順守については詳しく述べられているが、獣医学教育・研究・臨床活動で避けて通ることのできない「病原体等利用実験」及び「遺伝子組換え実験」について何も述べられていない。病原体・遺伝子組換え等に適切に取り扱われていない場合は罰則も伴うので、明文化すべきではないか。	ユアル等を整備していること。 【評価の視点 6-10】学内規則に従い遺伝子組換え実験に関して監督指導する委員会を設置していること。」を追加する。	
77	<p>&lt;基準項目&gt; 6 教育研究等環境（2）各獣医学教育組織が・・・（16頁） 【評価の視点 6-7～6-11】（18頁）</p> <p>&lt;意見&gt; ・「十分数」「十分活用」など、相当曖昧な表現になっているが、例えば評価者向けの一定の具体はあるのだろうか？</p>	修正しない。	十分数か、あるいは十分か否かは大学の環境や事情によって異なります。当該箇所においては、基準ではその具体数を明記せず、運用にあたって適切な対応を図ることといたします。
78	<p>&lt;基準項目&gt; 6 教育研究等環境（18頁） 【評価の視点 6-9】附属獣医教育（家畜）病院に獣医学教育（学士課程）のために十分数の患者が来院していること。 【評価の視点 6-10】附属獣医教育（家畜）病院が獣医学教育（学士課程）に十分活用されていること。</p> <p>&lt;意見&gt; 「十分」という用語が使用されているが、具体的な数値が決まっているのか。</p>	修正しない。	十分数か、あるいは十分か否かは大学の環境や事情によって異なります。当該箇所においては、基準ではその具体数を明記せず、運用にあたって適切な対応を図ることといたします。
79	<p>&lt;基準項目&gt; 6 教育研究等環境 &lt;附属獣医教育（家畜）病院&gt;（18頁） 【評価の視点 6-9】附属獣医教育（家畜）病院に獣医学教育（学士課程）のために十分数の患者が来院していること。</p>	「十分数の患者が来院していること」とあるものを、 「十分数の患者を診療していること」と	いただいたご意見が適切であると考え、左記のとおり修正します。

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>&lt;意見&gt; 大動物では往診の診療もあることから、「患畜を診療していること」に修正ではないか。</p>	と修正する。	
80	<p>&lt;基準項目&gt; 6 教育研究等環境 (18 頁) 【評価の視点 6-9】 附属獣医教育 (家畜) 病院に獣医学教育 (学士課程) のために十分数の患畜が来院していること。 &lt;意見&gt; 産業動物臨床教育に関する評価基準には、本学のように附属農場で産業動物臨床授業を行い、往診先農家でも教育を行うという観点は含まれていないのではないか。 つまり、上述のような環境によって動物病院の教育に必要な十分数の患畜があり、参加型実習教育が実施できればそれも適切であるということも記すべきである。 また、もう少し具体的に、学生一人当たりの患畜数や、実習で体験する症例数や屠畜数などが盛り込まれてもよいのではないか。</p>	<p>「十分数の患畜が来院していること」とあるものを、 「十分数の患畜を診療していること」と修正する。</p>	<p>いただいたご意見が適切であると考え、左記のとおり修正します。</p>
81	<p>&lt;基準項目&gt; 6 教育研究等環境 【評価の視点 6-12】 大学ごとに特徴ある附属施設を有しているか。(18 頁) &lt;意見&gt; 「大学ごとに特徴ある附属施設を有しているか」という評価基準となっているが、評価基準としてリストアップする必要性はないと考える。</p>	修正しない。	<p>本評価は、大学を批判する立場から実施されるものではありません。大学の長所の伸長に資することも目指しています。当該項目もその一助として、特徴ある附属施設を有する大学を積極的に評価する考えにより設けています。</p>
82	<基準項目>	「国際的な環境を構築しているこ	国際的な環境を構築するか否か

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>6 教育研究等環境 項目5 国際性を踏まえた教育環境の整備 【評価の視点6-15】 (18頁)</p> <p>&lt;意見&gt; 「国際的な環境を構築していること。」とありますが、「国際的な環境を構築しているか。」と修正していただくのが良いと感じます。</p>	<p>と。」 とあるものを、 「国際的な環境を構築しているか。」 と修正する。</p>	<p>は、各獣医学教育組織の裁量に委ねられるものと考え、左記のとおり修正します。</p>
83	<p>&lt;基準項目&gt; 7 社会連携・社会貢献 (19頁)</p> <p>&lt;意見&gt; このたびの獣医学教育に関する基準(改定案)が、2頁に記載されている通り学士課程における獣医学教育に係る専門分野別評価を行うために改定したものがあるが、「7 社会連携・社会貢献」には学士課程との関係が記載されていない。本基準項目が真に必要なならば、記載すべきであるし、そうでないならば、本基準項目を削除すべきである。</p>	<p>「真の意味で獣医学研究の活性化を図るためには、獣医職全体の質的向上を図ることが不可欠であり」 とあるものを、 「各大学で獣医学教育組織が獣医学の教育・研究の活性化を図るためには、獣医職の質的向上が不可欠であり」 と修正する。</p>	<p>獣医学教育は地域や社会との連携が強く求められる分野であり、当該事項を基準から削除することはできません。ただし、文意を適切に示すために左記のとおり修正します。</p>
84	<p>&lt;基準項目&gt; 8 点検・評価、情報公開 (注11) (20頁) 及び 【評価の視点8-3】 獣医学教育課程に関するホームページを整備していること。(21頁)</p> <p>&lt;意見&gt; 「獣医学教育組織は独自のホームページを持つ必要がある」となっているが、どのレベルのことを意味しているのか不明確である。例えば、大学のホームページ内では駄目な理由はあるのか。</p>	<p>「ホームページ」 とあるものを、 「ウェブサイト」 と修正する。</p>	<p>ホームページという表現が誤解を招く可能性があるため、左記のとおり修正します。</p>

以上